

枚方京田辺環境施設組合建設工事等入札契約事務審査委員会設置要綱

平成28年9月27日

告示第4号

(設置)

第1条 枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）が行う建設工事（以下「工事」という。）及び工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「業務」という。）における適正な入札及び契約の推進を図るため、枚方京田辺環境施設組合建設工事等入札契約事務審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、設計金額が概ね500万円以上の工事及び設計金額が概ね250万円以上の業務について、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 契約の方法に関すること。
- (2) 一般競争入札による場合にあっては、入札に参加する者に必要な資格に関すること。
- (3) 指名競争入札による場合にあっては、入札に参加させようとする者の指名に関すること。
- (4) 随意契約（プロポーザル方式を除く。）による場合にあっては、見積書を徴取しようとする者の選定に関すること。
- (5) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

- (1) 構成市の廃棄物の処理及び清掃に関する事務の担当部長及び担当課長
- (2) 組合事務局長

2 管理者は、案件により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時の委員を置くことができる。

(委員長及び職務代理者)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項に掲げる委員のうち、管理者の属する市の部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、過半数の委員の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会は、公開しない。

- 2 委員及び委員会に出席した者は、委員会において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年9月27日から施行する。